

社会福祉法人大任町社会福祉協議会定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会（以下、「法人」という。）定款第12条第1項中のただし書きに規定にする「会長が専決することができる日常の業務」について、定款第35条の規定により定めるものとする。ただし、会長が法人運営に重大な影響があると判断した場合は、理事会に諮るものとする。

(専決事務)

第2条 会長は、次に掲げる業務について専決することができる。ただし、当該業務において、会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

- (1) この法人が制定する諸規程、規則及び要綱等の一部改正に関する事項
- (2) 事務局長の任免、その他重要な人事を除く職員の任免に関する事項
- (3) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事項
- (4) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分がこの法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められる事項
- (5) 設備資金の借入れに係る契約等であって、予算の範囲内のもの
- (6) 工事請負や物品購入等の契約のうち、この法人が定める経理規程（大任町社協規程第15号）の規定により、予定価格がその範囲を超えない、次のような軽微なもの
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ② 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ③ 緊急を要する物品の購入等
- (7) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のためであって、予算範囲内の支出並びにこれらの処分
- (8) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- (9) 予算上の予備費の支出に関する事項
- (10) 補正予算の収入及び支出に関する事項
- (11) 利用者の日常の処遇に関する事項
- (12) 寄附金の受入れ及び雑収入に関する決定
- (13) その他、この法人が定める諸規程、規則、要綱等に規定する会長の权限において処理を行う事項

2 会長は、前項の規定により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

(委 任)

第3条 この施行細則に定めるものほか必要な事項は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会処務規程（大任町社協規程第3号）に規定する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。